

自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

掛川市では、市有財産の有効活用を図りながら、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市庁舎等の一部を賃借して自動販売機を設置、運営する事業者を募集します。

この募集要項は、設置事業者を公募により選定する手続きについて必要な事項を説明するものです。

2 物件

物件番号	所在地	施設名称及び貸付場所	貸付面積 幅 (m) × 奥行 (m)
7-15	掛川市西大淵 145 番地	大須賀中央公民館 屋外	1.16 m ² 1.0×1.0 (自販機) 0.4×0.4 (回収ボックス)
7-16	掛川市三俣 620 番地	掛川市役所大東支所 屋内	1.16 m ² 1.0×1.0 (自販機) 0.4×0.4 (回収ボックス)
7-17	掛川市大坂 7152 番地	掛川市立大東図書館 屋内	1.16 m ² 1.0×1.0 (自販機) 0.4×0.4 (回収ボックス)

- ※ 公募の受付は、物件番号ごとに行います。
- ※ 設置は物件番号ごとに各 1 台です。
- ※ 貸付面積には、放熱スペースを含みます。
- ※ 新紙幣対応型自動販売機としますが、キャッシュレス決済対応の有無は問いません。
- ※ 物件ごとの位置や条件等は別添「物件情報」でご確認ください。

3 参加資格

(1) 応募する者は、次に掲げるすべての条件を満たす者としてします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者でないこと。
- ③ 過去に市内の事業所（官民間問わず）において、自動販売機の設置についての実績を有すること。
- ④ 自動販売機の設置、運營業務について 3 年以上の実績を有していること。

4 契約上の条件

- (1) この契約は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。
- (2) 契約期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとします。
ただし、自動販売機の設置日は、落札後の協議により決定することとします。
- (3) 貸付料は、自動販売機の売上金額（税抜）の何パーセントとするかをご提案いただき、その金額に消費税及び特別地方消費税を加えた額とします。ただし、それぞれの額に 1 円未満の端数があるときにはこれを切り捨てるものとします。

貸付料算出方法

貸付料 = 応募価格（売上金額（税抜）の〇. 〇%） + 応募価格の消費税額

- ① 応募価格
その自動販売機の売上金額（税抜）の何パーセントを貸付料として納入するかをご提示ください。
小数点以下第一位まで記入をお願いします。
- ② 応募価格の消費税額
応募価格に消費税相当額を加算します。消費税率の変更があったときは、それに応じて変更するものとします。

(4) 必要経費

下記経費については設置事業者の負担とします。

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事（日程調整、電気工事等を含む）、移転等にかかる費用
- ② 自動販売機電気料等を算定するための子メーター設置費用
- ③ 自動販売機電気料

電気料は、その施設の施設電気料単価（物件情報に参考値記載）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に消費電力量を乗じたものです。

消費電力量は、電力量計（子メーター）の示数、又は、定格消費電力から算出したもののいずれかとします。

電気料については、施設管理者において四半期末（6 月末、9 月末、12 月末、3 月末）に検針を行い、3 ヶ月ごとに請求します。

※現在の電力料金高騰の状況の中、実際の請求単価が参考値より高くなる可能性があります。御注意ください。

(5) 使用上の制限

自動販売機の設置、運営については下記の事項を遵守してください。

- ① 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、常に清潔を保つよう適切に回収と

処理をすること。なお、自社以外の使用済み容器等が投入された場合にも責任を持って処理すること。

- ② 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止装置を講じる等、安全に十分配慮すること。
- ③ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情について対応するとともに、自動販売機本体のわかりやすい位置に自動販売機の管理者の会社名又は管理者名並びに故障時の連絡先を明記すること。
- ④ 上記のほか、物件情報に記載された施設ごとの特記事項等を遵守するとともに、施設管理者からの指示事項に誠実に協力すること。

(6) その他（物件情報特記事項に記載）

5 参加申し込み方法

(1) 提出書類

① 応募申込書（様式1による）

応募申込書は、1物件につき1枚提出してください。

② 参加資格を証する書類として

ア 法人登記簿本又は住民票（コピー可、3ヶ月以内のもの）

イ 納税証明書（法人市民税又は個人市民税、前年度分、コピー可）

ウ 印鑑証明書（コピー可、3ヶ月以内のもの）

エ 委任状及び使用印鑑届（支店等での契約を希望する場合）（書式自由）

オ 自動販売機の管理に関する営業実績（書式自由）

(2) 提出期限 令和8年3月6日（金） 午後5時

(3) 提出方法 持参

(4) 提出先 掛川市資産経営課管財係（掛川市役所 4階）

(5) 提出部数 1部

(6) 参加申込確認 提出された応募書類の審査を行い、参加資格を満たした方に
応募申込確認書を令和8年3月16日（月）までに送付します。

6 契約候補事業者の決定

(1) 選定会日時 令和8年3月19日（木） 午後2時00分

（受付開始 午後1時30分）

(2) 選定会会場 掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所4階会議室1-C

(3) 持ち物 ① 応募申込確認書（資産経営課から送付したもの）

② 応募価格書（様式2）

③ 応募価格書用封筒（表面に参加者氏名を記載してください）

④ 委任状（法人の代表権のない方等が参加する場合）
（書式は自由）

(4) 選定会において、入札形式で応募価格（売上金額（税抜）に乗ずる貸付料率、小数点以下第1位まで）を提出いただき、最高の応募価格を提案いただいた方を契

約候補事業者とします。

- (5) 最高となるべき応募価格での申込みが2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。

7 契約候補事業者との契約手続き

選定会終了後、契約候補事業者に決定通知書を送付します。
各物件の契約手続きをお願いします。

8 応募申込書の提出先及び問い合わせ先

掛川市役所 資産経営課 管財係

所在地 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1

電話 0537-21-1132 FAX 0537-21-1166

E-mail sisankeiei@city.kakegawa.shizuoka.jp (資産経営課メールアドレス)

9 参加に関する注意事項

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出された書類は、掛川市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (5) 応募価格書には応募者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印してください。
- (6) 代理人が応募価格書を提出する場合は、応募価格書に応募者の住所、氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入し押印してください。
- (7) 応募価格書は封筒に入れ、応募者の氏名を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い提出してください。
- (8) 提出した応募価格書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (9) 次の各号の一に該当する応募価格書は、無効とします。
 - ① 参加資格のない者が提出したもの
 - ② 金額その他の事項につき確認できないもの
 - ③ 談合その他不正行為を行ったと認められる者が提出したもの
 - ④ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて参加をした者が提出したもの
 - ⑤ 物件1件につき2者以上の代理人となって参加をした者が提出したもの
 - ⑥ 応募者又は代理人の記名押印のないもの
 - ⑦ 鉛筆書きのもの

- ⑧ 応募価格を訂正したもの
 - ⑨ 指定した日時、場所に提出されなかったもの
 - ⑩ 郵便又は電送によるもの
 - ⑪ 全各号に定めるもののほか、指示した条件に違反したもの
- (10) 選定は1回限りとし、参加者の前で応募価格書提出受付終了後直ちに行います。ただし、応募者が立ち会わない場合には、本件に関係ない市職員を立ち会わせて選定します。
- (11) 最高の価格で応募した者が2者以上あるときは、直ちに当該価格応募者にくじを引かせ契約候補事業者を決定します。
この場合において、くじを引かない者があるときは、本件に関係ない市職員に代わりにくじを引かせ決定します。